

仕様書（入札条件書）

1. 件名： 公益財団法人佐賀県産業振興機構
さが県産品流通デザイン公社公用車借上げ契約
2. 車種： アクア ハイブリッド グレードG 2WD FF 3台
シエンタG (7人乗り) ハイブリッド 1台
ハイブリッド車 計4台
3. 装備： エアコン、パワーステアリング、運転席・助手席エアバッグシステム、AM/FMラジオ、フロアマット、サイドバイザー、ナンバーフレーム、ナビゲーションシステム、バックモニター、ドライブレコーダー(前後) ETC 車載器、三角表示板
4. ボディカラー： クリアベージュメタリック等（オプション料金がかからない色）
5. 借上げ期間： 令和6年4月1日～令和11年3月31日まで（60ヶ月）
6. 借上げ形態： メンテナンス付きのリース方式
7. 月間予想走行距離： 約1,000km

8. メンテナンス内容

(1) スケジュール点検

スケジュール点検とは、受注者が定めるメンテナンス整備基準に定める点検をいう。
スケジュール点検は、6ヵ月ごとに実施するものとする。

エンジン	・ファンベルトのたわみ量 ・冷却水の量 ・ファンベルトの損傷 ・低速及び加速の状態 ・バッテリーの比重	・エンジン・オイルの量 ・エンジン・オイルのよごれ ・エンジンのかかり具合、異音 ・バッテリーの液量
ステアリング	・パワー・ステアリング・ベルトの緩み	
ブレーキ	・パーキング（駐車） ・ブレーキの液量 ・ブレーキペダルの遊び ・ブレーキホース、パイプのオイル漏れ、損傷、取り付け状態	・ブレーキの引きしろ（踏みしろ） ・ブレーキのきき具合 ・ブレーキ・ペダルの踏み残りしろ
タイヤ	・タイヤの空気圧 ・タイヤのき裂、損傷	・タイヤの溝の深さ ・タイヤの異常な磨耗
その他	・計器類の作用 ・灯火装置の作用 ・ウインドウォッシャの作用 ・シートベルトの損傷、作用 ・下回り各部の損傷、漏れ ・クラッチペダルの遊び ・洗車	・ワイパーの作用 ・ウォーニングランプの作用 ・ウインドウォッシャの液量 ・エアコンディショナーの作用 ・スペアタイヤジャッキ ・クラッチ液の量、漏れ

(2) 法定点検（スケジュール点検項目を含む）

(3) 継続車検整備（スケジュール点検項目を含む）

(4) エンジンオイル及びオイルフィルタの交換（メーカーの点検基準による）

- (5) タイヤ交換（必要に応じて）
- (6) パンク修理、バースト交換（縁石等の接触によるものを除く）
- (7) バッテリー交換
- (8) 各種消耗品の交換及び補充
- (9) 故障修理
- (10) その他安全走行に必要な点検・修理（新車点検を含む）

9. メンテナンスに含まないもの

- (1) 日常点検
- (2) 燃料代、駐車料金、高速道路料金
- (3) 借主が装備した架装、装備の修理・取替え費用
- (4) 経年劣化等による自動車本体及び付属品の腐食、老化、退色の修理、復元等
- (5) 借主の過失によるトラブル（キーロック、ガス欠など）の処理費用

10. リース料に含まれるもの

- (1) 自動車税
- (2) 自動車重量税
- (3) 自動車損害賠償責任保険料
- (4) 自動車取得税
- (5) 自動車リサイクル料金
- (6) 8に定めるメンテナンスに要する費用
- (7) 8に定めるメンテナンス時の代車費用

11. リース料の支払

毎月払い（翌月末日までに支払い）

12. 事故処理

事故により、リース車両が損傷したときは、速やかに受注者に報告するとともに、借主において車両を修理するものとする。

13 その他

- (1) 受注者は、点検整備等の記録を当該車両内に保管すること。
- (2) 受注者は、車両内にリース会社名、メンテナンス工場名及びそれらの連絡先を表示すること。
- (3) 受注者は、事故、故障等使用に支障が生じるような場合は、24時間、365日、万全な体制で迅速に対応すること。
- (4) 契約締結後、受注者は、当該年度の点検、整備計画書を作成し、速やかに提出するとともに、点検、整備終了後は、結果報告書を速やかに提出すること。
- (5) 受注者は、万が一納車日が遅れる場合は、同等の車種を代用すること。
- (6) 受注者は、リース期間満了後は速やかに車両を引き取ること。
- (7) 受注者は、自動車製造メーカーの責めによるかじ等（リコール等）の不具合が発生した場合は、該当車両が安全に運行できる状態となるよう誠実に対応すること。
- (8) 任意自動車保険は、借主の責任により別途加入する。
- (9) 受注者は、落札後直ちに、納品車両の仕様が確認できるカタログ等及び型式・リース料単価等を記した一覧表を提出すること。
- (10) 本仕様書に定めのない事項又は契約後疑義が生じた場合は、借主と受注者の双方で協議のうえ決定するものとする。